資料4

追加説明会の開催について

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づく追加説明会の開催指示を令和8年1月20日付けで行い、追加説明会が開催されることとなりました。

日時

令和8年10月10日（土曜日）
午後1時から午後4時まで
※受付開始時間　午後0時30分

開催場所

瀬戸市文化センター　文化ホール（西茨町113-3）
※最大1,500席

対象者

関係地域16連区に居住の方を始めとする関係住民

事業計画書等の公表について

条例第7条の規定に基づき、令和7年1月8日付けで産業廃棄物関連施設の設置に係る必要事項の告示がされ、令和7年1月8日から令和7年2月7日まで事業計画書等が縦覧されました。
本ページでは、関係住民等の事業計画書等の閲覧の機会を十分に確保するため、必要情報を公表しています。

事業計画説明会の開催情報についてはこちら
提出された意見書要旨及び見解書についてはこちら

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社東立テクノクラシー
代表取締役　犬飼　健人
名古屋市中区千代田5丁目7番5号
担当：株式会社東立テクノクラシー　加藤(080-5676-7298)(toritsuplant@toritsu-group.jp)

産業廃棄物関連施設の設置場所

瀬戸市山路町49番地2　外

産業廃棄物関連施設の種類

産業廃棄物最終処分場（管理型）

埋立ての用に供される場所の面積

64，300平方メートル

埋立容量

1，463，400立方メートル

事業計画説明会の開催について

関係地域の方々を対象とした事業計画説明会が随時開催されます。
本ページでは、確定した事業計画説明会に関する情報を掲載します。

1.日時：令和7年3月15日（土曜日）午後1時から　場所：東明公民館（西拝戸町16-3）　※東明連区
2.日時：令和7年4月19日（土曜日）午前10時から　場所：下品野地域交流センター「ふれあい」（品野町6-116）　※下品野連区
3.日時：令和7年4月25日（金曜日）午後7時から　場所：水南自治会館（東松山町154）　※效範連区・水南連区・陶原連区
4.日時：令和7年4月28日（月曜日）午後7時から　場所：道泉地域交流センター「ぐるっぺ道泉」（道泉町53-5）　※道泉連区
5.日時：令和7年5月10日（土曜日）午後6時から　場所：JAあいち尾東　瀬戸支店（菱野町305）　※農事組合（菱野・本地）
6.日時：令和7年5月11日（日曜日）午後1時から　場所：山口北憩いの家（八幡町3）　※山口連区
7.日時：令和7年5月13日（火曜日）午後7時から　場所：長根ふれあいセンター"連"（市場町50）　※長根連区
8.日時：令和7年5月16日（金曜日）午後7時30分から　場所：八幡台地域交流館（八幡台4丁目13番 八幡台集会所横）　※八幡台連区
9.日時：令和7年5月17日（土曜日）午前10時から　場所：旧深川小学校　体育館（宮脇町53）　※深川連区
10.日時：令和7年6月29日（日曜日）午後1時から　場所：祖母懐公民館（上ノ切町43）　※祖母懐連区・古瀬戸連区
11.日時：令和7年7月6日（日曜日）午前10時から　場所：萩山公民館（萩山台4丁目2番地の2）　※萩山台連区
12.日時：令和7年7月27日（日曜日）午後6時から　場所：品野台地域交流センター（上品野町1211）　※品野連区
13.日時：令和7年8月1日（金曜日）午後7時から　場所：幡山公民館（幡山町71）　※菱野連区
14.日時：令和7年9月14日（日曜日）午後4時から　場所：本地会館（駒前町22）　※本地連区
15.日時：令和7年10月11日（土曜日）午後1時から　場所：瀬戸蔵つばきホール（蔵所町1-1）　※関係連区自治会全体
16.日時：令和8年10月10日（土曜日）午後1時から　場所：瀬戸市文化センター文化ホール（西茨町113-3）　※関係住民全体

※(1/20追記)さらに関係住民への周知が必要であると認め、令和8年1月20日付けで事業者に対して条例第10条第1項に基づく追加説明会の開催の指示を行いました。

【指示理由】
(1)　事業用地から活断層までの距離変更及び崩壊土砂流出危険地区に関する事項について、事業計画への影響が十分に周知されていないこと。
(2)　一部の関係住民（「関係地域内に住所を有する者のうち自治会未加入者」「関係地域内で事業活動を行う者」「その他規則で定める利害関係を有する者（事業用地の境界線から4メートル以内にある土地の所有者等）」）に対する周知が十分にされていないおそれがあること。

意見書の提出について

「意見書」とは…
条例第11条の規定に基づき、当該事業計画に係る関係住民（※）は、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した**「意見書」**を提出することができます。
なお、**「意見書」**を提出するにあたって情報が必要な場合は、事業者に直接質問・確認をしてください。

※関係住民とは、関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者、関係地域内の利水を管理する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

【関係地域】道泉連区、深川連区、古瀬戸連区、東明連区、祖母懐連区、陶原連区、長根連区、效範連区、水南連区、萩山台連区、八幡台連区、品野連区、下品野連区、山口連区、本地連区、菱野連区　計16連区自治会

意見書要旨及び見解書の縦覧・公表について

提出された意見書の要旨及び意見書に対する事業者からの見解書について、次のとおり縦覧します。併せて、関係住民等の閲覧の機会を十分に確保するため、本ページにて公表します。

縦覧

・縦覧図書　令和8年3月分から7月分意見書に対する見解書
・縦覧場所　瀬戸市役所（環境課）
・縦覧期間　令和8年9月7日から令和8年9月24日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

公表

意見要旨及び見解書一覧（PDF/2,107KB）

※（9/7追記）3月分から7月分見解書を更新しました。内容は、随時更新します。
※（9/7追記）8月分意見書を更新しました。内容は、随時更新します。